

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 略 農政課 (1)～(7) 略 (8) <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>（昭和46年法律第112号）の施行に関すること。 (9)～(13) 略 農業経営課～水産課 略</p>	<p>第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 農政課 (1)～(7) 略 (8) <u>農村地域工業等導入促進法</u>（昭和46年法律第112号）の施行に関すること。 (9)～(13) 略 農業経営課～水産課 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。